

## 令和6年度国民健康保険税計算シート

区 分		計 算 式	金 額	
医療給付分 (国保加入者全員が対象です。)	所得割額	所得割基礎額 ( )円 × 5.5% = 「所得割基礎額」は、各自の前年の所得からそれぞれ基礎控除(下表参照)を引いた金額を合計した額です。 (所得が43万円以下の方は、所得割基礎額を0円としてください。)	円	(A)
	均等割額	国保加入者数 ( )人 × 32,000円 =	円	(B)
	低所得世帯への軽減	下表を参考に軽減額を計算します。 軽減金額 国保加入者数 ( )円 × ( )人 =	円	(C)
	未就学児への軽減	下表を参考に減免額を計算します。 軽減金額 未就学児数 ( )円 × ( )人 =	円	(D)
	小計	(A) + (B) - (C) - (D) = ※小計が65万円を超える場合は課税限度額の65万円	円	(E)
後期高齢者支援金等分 (国保加入者全員が対象です。)	所得割額	所得割基礎額 ( )円 × 2.0% =	円	(F)
	均等割額	国保加入者数 ( )人 × 12,000円 =	円	(G)
	低所得世帯への軽減	軽減金額 国保加入者数 ( )円 × ( )人 =	円	(H)
	未就学児への軽減	軽減金額 未就学児数 ( )円 × ( )人 =	円	(I)
	小計	(F) + (G) - (H) - (I) = ※小計が22万円を超える場合は課税限度額の22万円	円	(J)
介護納付金分 (国保加入者のうち、40～64歳の方が対象です。)	所得割額	所得割基礎額 ( )円 × 1.5% =	円	(K)
	均等割額	40～64歳の加入者数 ( )人 × 14,000円 =	円	(L)
	低所得世帯への軽減	軽減金額 国保加入者数 ( )円 × ( )人 =	円	(M)
	小計	(K) + (L) - (M) = ※小計が17万円を超える場合は課税限度額の17万円	円	(N)
合 計 (年税額)		(E) + (J) + (N) =	円	

### ●基礎控除について

所得額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超～	なし

### ●国保税の低所得者に対する軽減について

国保加入者数と加入世帯員(擬制世帯主を含む)の所得の合計により、均等割額について7割・5割・2割の軽減措置があります。

総所得額	軽減割合	軽減金額		
		医療分	後期分	介護分
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下	7割軽減	22,400円	8,400円	9,800円
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+29万5千円×被保険者数 以下	5割軽減	16,000円	6,000円	7,000円
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+54万5千円×被保険者数 以下	2割軽減	6,400円	2,400円	2,800円

軽減判定用の総所得金額は、税額の計算に使用する総所得金額と異なる場合があります。

### ●国保税の未就学児に対する軽減について

国民健康保険に加入している未就学児(0歳から6歳までの小学校入学前の子供)に係る均等割額の2分の1が減額されます。

軽減割合 (低所得者に対する軽減と同じ)	軽減金額	
	医療給付分	後期高齢者支援金等分
7割軽減	4,800円	1,800円
5割軽減	8,000円	3,000円
2割軽減	12,800円	4,800円
軽減なし	16,000円	6,000円